

# 一般財団法人 日本創生財団 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般財団法人 日本創生財団と称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができ  
る。

### (目的)

第3条 当法人は、地方創生に関する事業を行い、地方創生に寄与することを目的  
とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国及び地方公共団体へのデータベースの提供及び相続活用提案
- (2) データベースを活用した移住推進及び空き家の解消
- (3) 移住及び空き家解消に関するセミナー・ワークショップの開催
- (4) 移住及び空き家解消に関する講演会の開催、出版物の刊行その他教育及び普及
- (5) 空き家所有者への移住・賃貸・売却の提案及び定期的意向確認
- (6) その他前条の目的を達成するに必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

(公告)

第6条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 財産及び会計

(財産の拠出)

第7条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、当法人の設立に際して拠出する。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を、  
主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を  
主たる事務所及び従たる事務に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業年度)

第10条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1  
期とする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(評議員)

第11条 当法人に、評議員3名以上5名以内置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び外部  
委員2名以内をもって構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。ただし、  
次の各号に該当する者を外部委員に選任することはできない。

(1) 当法人又は関連団体の業務を執行する者又は使用人（過去に業務  
執行者又は使用人であった者を含む。）

(2) 前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人

- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
  - (1) 当該候補者の経歴
  - (2) 当該候補者を候補者とした理由
  - (3) 当該候補者と当法人の役員等（理事、監事及び評議員）との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。
- 7 評議員選定委員会は、前条に定める評議員の定数を欠くこととなるときには、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
  - (1)当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2)当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

（任期）

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員に対して、1日当たり3万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を日当として支給する。

第2節 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定めた事項

(開催)

第17条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集権者)

第18条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は、理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定めた事項

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(評議員会規則)

第23条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもの（ほか、評議員会において定める評議員会規則による。）

## 第4章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(役員等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上5名以内

監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、4名以内を業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長とする。

4 理事会は、その決議によって第2項で選定された業務執行理事の中から、副理事長、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただ

し、副理事長及び専務理事は各1名、常務理事は1名とする。

- 5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに  
関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事もしくは監事が欠けた場合又は第24条第1項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬として支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

## 第2節 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解任

(招集)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできない理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

(理事会規則)

第39条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第5章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3

分の2以上に当たる決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第41条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第6章 附 則

(設立時評議員)

第43条 当法人の設立時評議員は次のとおりとする  
設立時評議員

評議員 住所 神奈川県逗子市新宿4丁目4番5号

氏名 本郷 尚 (株式会社タクトコンサルティング 会長 税理士)

評議員 住所 大阪府枚方市招堤元町3丁目20番28号

氏名 下野 譲 (ヒューマン・スマート株式会社代表取締役 元NT  
Tモバイル代表取締役)

評議員 住所 東京都武蔵村山市学園4丁目23番地の50  
氏名 齋藤 正行 (司法書士法人JOネットワーク 代表社員 司法  
書士)

(設立時役員等)

第44条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のと  
おりとする。

#### 設立時理事

理事 住所 愛媛県松山市千舟町七丁目6番地5 605号  
氏名 真木 仁 (株式会社JON 取締役)  
理事 住所 埼玉県川口市坂下町三丁目19番36号  
氏名 内田 慎一郎 (土地家屋調査士法人JON 代表社員 土地家屋調  
査士)  
理事 住所 京都市伏見区久我西出町14番地62  
氏名 阪口 昭広 (株式会社JON シニアマネージャー)  
理事 住所 埼玉県越谷市東越谷四丁目15番地24  
氏名 小松 慎太郎 (株式会社毎日エージェンシー シニアマネージャ  
ー)  
理事 住所 台東区東上野四丁目1番8-702号  
氏名 山下 史彦 (株式会社フォローウィンド 取締役)  
設立時代表理事 愛媛県松山市千舟町七丁目6番地5 605  
代表理事 氏名 真木 仁 (株式会社JON 取締役)

**設立時監事**

監事 住所 東京都北区赤羽二丁目3番8-1811号

氏名 高橋 安志（税理士法人安心資産税会計代表 税理士）

（最初の事業計画等）

第45条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

（最初の事業年度）

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年6月30日までとする。

（設立者の氏名及び住所）

第47条 設立者の氏名及び住所は次のとおりである

**設立者**

住所 愛媛県松山市千舟町七丁目6番地5 605号

氏名 眞木仁

（法令の準拠）

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(財産目録)

財産 現金 300万円

設立者 眞木 仁

以 上

以上、一般財団法人 日本創生財団を設立するため、設立者の定款作成代理人である司法書士法人 J.O ネットワーク社員齋藤正行は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成28年5月27日

設立者 愛媛県松山市千舟町七丁目6番地5 605号 眞木 仁

上記発起人の定款作成代理人 司法書士法人 J.O ネットワーク  
社員 齋藤 正行

